

配置販売業許可申請書

営業の区域		和歌山県内			
取り扱う品目	名称	成分及び分量	用法及び用量	効能又は効果	製造販売業者の氏名又は名称
	申請者（法人にあつてはその業務を行う役員及び令第五十条に規定する者を含む）の欠格条項	(1) 法第75条第1項の規定により許可を取り消されたこと			
(2) 禁錮以上の刑に処せられたこと					
(3) 薬事に関する法令又はこれに基づく処分に違反したこと					
(4) 後見開始の審判を受けていること					
備	考				

上記により、配置販売業の許可を申請します。

年 月 日

住所

氏名

和歌山県知事 様
保健所長 様

連絡先 TEL

(注意)

- 1 用紙の大きさは、A4とすること。
- 2 字は、墨、インク等を用い、楷書ではつきりと書くこと。
- 3 取り扱おうとする品目欄にその品目のすべてを記載することができないときは、同欄に「別紙のとおり」と記載し、別紙を添付すること。
- 4 申請者の欠格条項の(1)欄から(4)欄までには、当該事実がないときは「なし」と記載し、あるときは、(1)にあつてはその理由及び年月日を、(2)欄にあつてはその罪、刑、刑の確定年月日及びその執行を終わり、又は執行を受けることがなくなつた場合はその年月日を、(3)欄にあつてはその違反の事実及び違反した年月日を、(4)欄にあつては「ある」と記載すること。

取り扱おうとする品目

配置販売業者氏名

名 称	成分及び分量	用法及び用量	効能又は効果	製造販売業者の氏名又は名称
	和歌山県の家庭薬品目収載台帳のとおり			
	富 山 県の家庭薬品目収載台帳のとおり			
	奈 良 県の家庭薬品目収載台帳のとおり			
	滋 賀 県の家庭薬品目収載台帳のとおり			
	佐 賀 県の家庭薬品目収載台帳のとおり			
	熊 本 県の家庭薬品目収載台帳のとおり			
	ただし、次に掲げるものを除く			
	(1) 昭和36年2月1日付、厚生省告示第16号「配置販売品目指定基準」の別表に掲げる以外の有効成分を含有する品目及び同表に掲げる以外の効能または適応症が表示されている品目。			
	(2) 分割用法のある品目のうち、内服液剤及び分割服用が容易に行い得ない丸剤。			

取り扱おうとする品目一覧表

販売業者氏名

品 目 名	承認番号	製造販売業者氏名又は名称

個々の品目については、成分効能票のとおり

成分効能票

製造販売 業者氏名		住 所	
品目名		承認番号	
成分及び分量		用法及び用量	効能又は効果

役員¹の業務分掌表又は組織図

診 断 書

氏 名			
生年月日		年 齢	
<p>上記の者について、下記のとおり診断します。</p> <p>1. 精神機能の障害（□にチェックを付けること）</p> <p style="margin-left: 20px;"> <input type="checkbox"/> 明らかに該当なし <input type="checkbox"/> 専門家による判断が必要 </p> <div style="border: 1px solid black; border-radius: 15px; padding: 10px; margin: 10px 0;"> <p style="text-align: center;"> 専門家による判断が必要な場合において、診断名及び現に受けている 治療の内容並びに現在の状況（できるだけ具体的に記載してください。） </p> </div> <p>2. 麻薬、大麻、あへん、若しくは覚醒剤の中毒者でない。</p> <p style="margin-left: 20px;"> <input type="checkbox"/> なし <input type="checkbox"/> あり </p>			
診断年月日	年 月 日		
<p>病院、診療所又は介護老人保健施設等の</p> <p style="margin-left: 40px;">名 称</p> <p style="margin-left: 40px;">所在地</p> <p style="margin-left: 40px;">電話 ()</p> <p style="margin-left: 40px;">医師の氏名</p>			